**訓練等給付費に係る暫定支給決定について（宇佐市版）**

**１．暫定支給決定とは**

訓練等給付費に係る障がい福祉サービスは、本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、市は利用を希望するサービスについて、①当該サービスの継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該サービスの利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うことになっている。

「暫定支給決定」は、当該事業が本人に適したものであるかどうかを評価（アセスメント）する期間で、市が２ヶ月以内の範囲で個別のケースに応じて設定することができる。

**２．暫定支給決定の対象サービス**

　・自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

　・就労移行支援

　・就労継続支援Ａ型（雇用の有無を問わない）

※就労継続支援Ｂ型、基準該当自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者については対象外

※特別支援学校等の在学中の就労アセスメントを目的とした就労移行支援の利用希望者についても、暫定支給決定の対象とする。

**３．暫定支給決定の流れ**

①　市は、当該サービスを新規利用する者、又は事業所の変更を行った者については、支給決定時に暫定支給決定期間及びモニタリング期間を定める。

* 対象者については、受給者証の備考欄に「暫定支給決定期間は平成○年○月○日までとする」旨を記載

②　サービス提供事業所は、暫定支給決定期間に実施した利用者のアセスメント内容、個別支援計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、暫定支給決定期間終了月の１５日までに市及び指定特定相談支援事業所に提出する。

　　　・暫定支給決定機関の利用に係る評価結果報告書（別紙「様式１」）

・アセスメント票…自立訓練（別紙「様式２」）、

就労移行支援・就労継続支援Ａ型（別紙「様式３」）

・個別支援計画（任意様式）

・計画に基づく支援実績及び評価結果（任意様式）

③　指定特定相談支援事業所は暫定支給決定終了月にモニタリングを行い、月末までに市に提出する。

④　利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合、市は②及び③の書類の結果を踏まえ、サービスの継続の有無を判断する。

⑤　サービスの継続することによる改善（維持を含む）が見込まれないと判断された場合は、サービス担当者会議を開催し、今後のサービス利用についての調整を行う（サービスを変更する場合は、変更申請書及びサービス等利用計画案の提出）。

サービスの継続することによる改善効果が見込まれると判断された場合は、個別支援計画及びサービス等利用計画に基づく本来的な訓練へ移行する（サービス等利用計画案の提出を求めない）。

**４．サービスの支給期間について**

平成２８年４月１日以降に当該サービスの新規利用申請又は事業所変更があった者については、暫定支給決定期間（２ヶ月の範囲内※１）を設けるものとする。ただし、訓練等給付費及び計画相談給付費についての支給決定終了期間は従来どおり（標準利用期間※２内の最終誕生月）とする。

※１　２ヶ月の範囲内とは、原則、暫定支給決定開始日から翌月の最終日までとする。

　　　（例：開始日がH28.4.17の場合、暫定支給決定期間はH28.4.17～H28.5.31の間）

※２　標準利用期間

自立訓練（機能訓練）⇒１年６ヶ月間（支給決定は１年ごと）

自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練・就労移行支援⇒２年間（支給決定は１年ごと）

就労継続支援Ａ型⇒３年間

【例】就労移行支援の新規利用者

1回目の誕生月

2回目の誕生月

　　　　　　　 　 　　　 （２ヶ月間）

就労移行支援

暫定期間

サービス等利用計画

※暫定支給決定期間（２ヶ月間）中に行うこと

サービス提供事業所

アセスメント評価・

市及び相談支援事業所に提出（１５日まで）

↓

相談支援事業所

市にモニタリング報告書の提出（月末まで）

↓

宇佐市

継続の有無の判断

継続による改善が　　　　　　　　継続による改善が

見込まれる　　　　　　　　　　　見込まれない

　　　　↓　　　　　　　　　　　　　　　　↓

サービス利用継続　　　　　　　　サービスの変更申請・

サービス等利用計画案の提出

**５．就労継続支援Ａ型（雇用契約有り）の暫定支給決定に係る特例**

就労継続支援Ａ型（雇用契約有り）を利用する希望者のうち、次の（１）または（２）に該当する場合に限り、暫定支給決定を行ないこととする（ただし、利用者本人が暫定支給決定を希望した場合は除く）。

**（１）就労継続支援Ａ型（雇用契約有り）の利用希望者のうち、アセスメント結果等により、暫定支給決定の必要がないと認められた者。**

採用（選考）等により、あらかじめ利用希望者の心身の状況、生活環境等についてのアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定の必要がないと認められ、かつ、雇用期間の定めの無い雇用契約を締結する予定である利用希望者から、サービス申請時に下記の書類の提出があった場合、市はその書類の内容を精査し、暫定支給決定の有無を判断したうえで支給決定を行う（暫定支給決定を要すると判断した場合は、「３．暫定支給決定の流れ」に添って支給決定を行う）。

≪必要書類≫

　　　・就労継続支援Ａ型事業所に係るアセスメント報告書（別紙「様式４」）

　　　・採用通知書等の採用予定のわかる書類（雇用期間が明記されていること）

　　　・アセスメント結果シート（別紙「様式３」）

　　　・個別支援計画（任意様式）

※サービス提供（予定）事業所は上記の書類を作成し、利用者に交付し、指定特定相談支援事業所に提出すること。

**（２）就労継続支援Ａ型（雇用契約有り）の利用希望者のうち、変更前の事業所から変更後の就労継続支援Ａ型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、改めてアセスメントが要しないと認められた者。**

就労継続支援Ａ型の利用希望者について、下記の変更前の事業所から変更後の就労継続支援Ａ型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、かつ当該アセスメント情報の内容から、改めて暫定支給決定によるアセスメントを要しないと市が判断できる場合は、暫定支給決定を行わないものとする。

※対象となるサービス

【 変 更 前 】　　　　　　　　【 変 更 後 】

　　就労移行支援

　　就労継続支援Ａ型　　　　　　就労継続支援Ａ型（雇用契約有り）

　　就労継続支援Ｂ型